

四日市市建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 1 月 1 4 日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第 1 号

四日市市建築基準法施行細則の一部を改正する規則

四日市市建築基準法施行細則（昭和 5 3 年四日市市規則第 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（書類の閲覧） 第 1 8 条 法第 9 3 条の 2（法第 8 8 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により省令第 1 1 条の 3 第 1 項に規定する書類（以下「概要書」という。）を閲覧しようとする者は、概要書閲覧等申請書（第 1 2 号様式）を市長に提出しなければならない。<u>ただし、建築計画概要書閲覧等窓口システム（地図情報をもとに検索、印刷等を行うことができるシステムをいう。）を利用して概要書を閲覧しようとする者は、概要書閲覧等申請書を提出したものとみなす。</u> 2 から 5 まで （略）	（書類の閲覧） 第 1 8 条 法第 9 3 条の 2（法第 8 8 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定により省令第 1 1 条の 3 第 1 項に規定する書類（以下「概要書」という。）を閲覧しようとする者は、概要書閲覧等申請書（第 1 2 号様式）を市長に提出しなければならない。 2 から 5 まで （略）

第 1 2 号様式を次のように改める。

第 1 2 号様式（第 1 8 条、第 1 9 条関係）

年 月 日

四日市市長

概要書閲覧等申請書

概要書の種類	☐ 建築計画概要書 ☐ その他（ ）			
閲覧等申請者	氏名（法人名）			
	住所			
敷地の位置	四日市市			
建築主等	住 所			
	氏 名			
確認年月日等	年 月 日			
閲覧等の目的				
区分	☐ 閲覧 ☐ 写し等の交付			
写し等の 交付手数料	件 円	納付 ☐ 済	担当者	
備考			受付印	

注 1 「閲覧等の申請者」が法人の場合は、法人名、役職名、代表者氏名を記入してください。

2 「閲覧等の目的」は、具体的に記載してください。

3 「備考」欄は、何も記載しないで下さい。

4 「写し等の交付手数料」は、1 件につき 2 0 0 円です。

附 則

この規則は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。

(都市整備部建築指導課)